

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	北海道赤井川村

赤井川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 赤井川村産業課農政係
所 在 地 北海道余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2
電 話 番 号 0 1 3 5 - 3 4 - 6 2 1 1
F A X 番 号 0 1 3 5 - 3 4 - 6 6 4 4
メールアドレス nousei1@vill.akaigawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、アライグマ、タヌキ、キツネ、カラス類（ハシブトカラス、ハシボソガラス）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	赤井川村

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヒグマ	スイートコーン・デントコーン	被害面積 0.75ha 被害金額 581千円
エゾシカ	スイートコーン・馬鈴薯・水稻・豆类・南瓜他	被害面積 16.66ha 被害金額 5,500千円
アライグマ	スイートコーン・水稻・イチゴ	被害面積 2.00ha 被害金額 723千円
タヌキ	スイートコーン・水稻・豆类・イチゴ	被害面積 1.01ha 被害金額 120千円
キツネ	スイートコーン・水稻・南瓜・イチゴ	被害面積 1.81ha 被害金額 265千円
カラス類	スイートコーン・西瓜・トマト	被害面積 1.20ha 被害金額 175千円

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

☐ヒグマ 出没痕跡は村内全域で発見されており、令和2年、令和3年には市街地付近で痕跡が発見され、地域住民・通学児童・生徒に大きな不安感を与えた。 ☐エゾシカ 出没痕跡・目撃情報は村内全域（市街地含む）で発見されており、ここ数年の捕獲数は増加している。またライトセンサスによる調査でも増加傾向にある。 農業被害は、春先の定植・移植期に水稻等の幼苗の食害・踏害に始まり、収穫期まで被害が続いている。 また、エゾシカが路上に飛び出し、車と接触するなどの生活環境被害も依

然発生している状況にある。

□アライグマ

出没痕跡・目撃情報は村内全域（市街地含む）で発見されており、捕獲数は増加傾向にあり、個体数についても増加傾向と推測される。

農業被害は、スイートコーンを中心に地区を問わず減少していない。

□タヌキ

出没痕跡・目撃情報は村内全域（市街地含む）で発見されており、捕獲数は増加傾向にあり、個体数についても増加傾向と推測される。

農業被害も、アライグマと同じくスイートコーンを中心に地区を問わず減少していない。

□キツネ

出没痕跡・目撃情報は村内全域（市街地含む）で発見されており、捕獲数もこの数年は増加傾向にあり、個体数についても増加傾向と思われる。

農業被害は、スイートコーンなどを中心に地区を問わず年々拡大しつつある。

□カラス類

出没痕跡・目撃情報は村内全域（市街地含む）で発見されており、個体数もこの数年間増加傾向にあると思われる。

農業被害は、スイートコーン・豆類などを中心に地区を問わず年々拡大しつつあり、また、農業用施設の被害も見受けられる。

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

	指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和６年度）
ヒグマ	被害面積	０．７５ｈａ	０．５２ｈａ
	被害金額	５８１千円	４０６千円
エゾシカ	被害面積	１６．６６ｈａ	１１．６６ｈａ
	被害金額	５，５００千円	３，８５０千円
アライグマ	被害面積	２．００ｈａ	１．４０ｈａ
	被害金額	７２３千円	５０６千円
タヌキ	被害面積	１．０１ｈａ	０．７０ｈａ
	被害金額	１２０千円	８４千円
キツネ	被害面積	１．８１ｈａ	１．２６ｈａ
	被害金額	２６５千円	１８５千円
カラス類	被害面積	１．２０ｈａ	０．８４ｈａ
	被害金額	１７５千円	１２２千円

合計	被害面積	23.43ha	16.38ha
	被害金額	7,364千円	5,153千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	☐ ヒグマ 北海道猟友会余市支部の協力を得て赤井川村有害鳥獣駆除隊を編成。赤井川村が銃器での捕獲許可を受け、状況により箱わなによる捕獲も行っている。 事前の対応としては、「注意看板」の設置、「煙火（轟音玉）」による追払いを行っている。	高齢化等による村内ハンターの不足のため、現在は北海道猟友会余市支部会員の協力により対応しており、担い手の育成が急務となっている。 被害・出動要請の増加に伴う経費の確保。
	☐ エゾシカ 赤井川村が銃器での捕獲許可を受け、主に冬期間の捕獲を行っている。 事前の対応としては、「煙火（轟音玉）」による追払いを行っている。	高齢化等による村内ハンターの不足のため、現在は北海道猟友会余市支部会員の協力により対応しており、担い手の育成が急務となっている。
	☐ アライグマ 目撃情報を基に「煙火（轟音玉）」による追払いのほか、箱わなを設置し駆除・捕獲を行っている。	通常の箱わなにはかからない個体もいるため、大型サイズのハコワナを確保する必要がある。
	☐ タヌキ 目撃情報を基に「煙火（轟音玉）」による追払いのほか、箱わなを設置し駆除・捕獲を行っている。	通常の箱わなにはかからない個体もいるため、大型サイズのハコワナを確保する必要がある。
	☐ キツネ 目撃情報を基に「煙火（轟音玉）」による追払いのほか、箱わなを設置し駆除・捕獲を行っている。	通常の箱わなにはかからない個体もいるため、大型サイズのハコワナを確保する必要がある。

	□カラス類 目撃情報を基に「煙火（轟音玉）」による追払いや銃器により駆除・捕獲を行っている。	捕獲者に限りがあるため、効果的な捕獲が難しい。
防護柵の設置等に関する取組	各農家へ行政による「電気柵」の購入支援補助・小動物用の捕獲わな等の購入助成のほか、「煙火」による追払い活動を実施している。 農家等に対する周知活動として、「看板設置」「村広報」「防災無線」を活用し情報提供を行っている。	電気柵は、設置した農家の被害は軽減するが、その対象鳥獣が近隣の圃場へ移動し、新たな被害を及ぼすため連携した取り組みが必要となる。
生息環境管理その他の取組	被害状況の把握、被害防止に関する知識の普及を行う。	年々鳥獣による被害が増加しているため、被害状況の把握、被害防止に関する知識向上が課題である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに情報の共有化、出没情報・被害情報に敏速に対応する体制を整備する。 □ヒグマ 「注意看板」の設置、村の「防災無線」等を活用した周知活動や、農家に対して農作物管理にかかる注意を促すとともに、広く情報収集に努める。 捕獲に当たっては、農業被害及び人身事故の恐れのある個体について銃器及び箱わなを設置するなどの対応を行う。 □エゾシカ 出没・被害状況等の情報提供による被害地域の実態把握に努める。 捕獲に当たっては、銃器及びくくりわなを設置するなどの対応を行う。また、初冬に捕獲強化週間を定め、捕獲を行う。

□アライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除実施計画により出没状況及び被害状況の調査により実態把握に努めるとともに、防除実施に反映させ、情報提供を行う。また、電気柵による被害の未然防止を呼びかけ、箱わなによる駆除・捕獲（在来の野生鳥獣の混獲に配慮）を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止し、地域からの排除を目指す。

□タヌキ

出没状況及び被害状況などの情報を提供するとともに、電気柵、煙火の使用による被害の未然防止を呼びかける。また、箱わなによる駆除・捕獲を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止する。

□キツネ

出没状況及び被害状況などの情報を提供するとともに、電気柵、煙火の使用による被害の未然防止を呼びかける。また、銃器及び箱わなによる駆除・捕獲を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止する。

□カラス類

出没・被害状況等の情報提供による被害地域の実態把握に努め、農業被害及び生活環境被害が出た場合に、銃器による駆除・捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

□捕獲体制

捕獲体制の中心的役割を担う「赤井川村有害鳥獣駆除隊」を設置する。隊員は北海道猟友会余市支部会員の中から任命し、身分は赤井川村非常勤特別職とする。

捕獲活動に係る費用（日当・費用弁償など）は、赤井川村が予算措置し、敏速に対応できる体制作りを関係機関と連携して推進し、住民等に対する出没・被害状況等に関する「情報提供」も行う。

担い手育成対策として、狩猟免許等取得・更新費用の一部について村補助事業により資格取得を推進し、赤井川村有害鳥獣駆除隊員増員捕獲体制強化を目指す。また、有害鳥獣駆除にあたり地域の課題解決を一括に担う地域おこし協力隊員を募集し対策を強化する。

□捕獲・駆除権限

ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、カラス類の捕獲・駆除にあたっては、赤井川村長が「有害鳥獣捕獲許可証」を取得する。

アライグマの捕獲・駆除は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止

に関する法律に基づく「防除実施計画」により、わな猟免許所持者及び防除技術受講者が行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 から 令和6年度 まで	ヒグマ エゾシカ アライグマ タヌキ キツネ カラス類	被害防止方法等の知識の普及、電気柵の購入支援及び設置による侵入防止、煙火消費保安研修会の受講、狩猟免許の取得促進を行う。 捕獲助成の取組として、村単独による国費への上乗助成を行う。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマは、電気柵設置による進入防止対策や威嚇・追払い等でも効果がなく、被害が発生する恐れが見込まれる場合に、その都度、銃器や箱わなによる捕獲・駆除を行うため、捕獲数の目標は設定しない。 エゾシカは、近年の被害状況及び捕獲実績に基づき計画頭数とし、銃器やくくりわなによる捕獲・駆除を行う。 また、アライグマは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく「防除実施計画」により箱わなによる捕獲・駆除を実施し、タヌキ、キツネ、カラス類については、被害状況により捕獲・駆除を行うため、捕獲数の目標は設定しない。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ヒグマ	出没個体数	出没個体数	出没個体数
エゾシカ	１２０頭	１２０頭	１２０頭
アライグマ	５０頭	５０頭	５０頭
タヌキ	３０頭	３０頭	３０頭
キツネ	１０頭	１０頭	１０頭
カラス類	出没個体数	出没個体数	出没個体数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
☐ ヒグマ 被害防止対策（電気柵による進入防止及び被害防止活動、煙火による威嚇）を実施し、農業被害や人畜に危険が及ぶおそれが高い場合は、関係機関と協議の上、銃器・箱わなによる捕獲・駆除を実施する。
☐ エゾシカ 被害防止対策（電気柵による進入防止）を実施し、銃器・くくりわなによる捕獲・駆除を定期的の実施する。
☐ アライグマ 箱わなによる捕獲・駆除を実施する。
☐ タヌキ 箱わなによる捕獲・駆除を実施する。
☐ キツネ 箱わなによる捕獲・駆除を実施する。
☐ カラス類 農業被害や人畜に危険が及ぶおそれが高い場合は、関係機関と協議の上、銃器による捕獲・駆除を実施する。

- (注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- ２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ヒグマ・エゾシカの捕獲については、捕獲者の危険防止のため、遠方からの捕獲が可能なライフル銃が必要であり、捕獲実施予定時期については、４月から３月とする。また、捕獲予定場所については、事故が起こらない安全な場所を選定する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ エゾシカ アライグマ タヌキ キツネ	農業被害がおよぶおそれのある圃場に電気柵を設置	農業被害がおよぶおそれのある圃場に電気柵を設置	農業被害がおよぶおそれのある圃場に電気柵を設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ エゾシカ アライグマ タヌキ キツネ	電気柵が適切に設置されているか、見回り等の実施を呼びかける。煙火による追払いを行う。	電気柵が適切に設置されているか、見回り等の実施を呼びかける。煙火による追払いを行う。	電気柵が適切に設置されているか、見回り等の実施を呼びかける。煙火による追払いを行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 から 令和6年度 まで	ヒグマ エゾシカ アライグマ タヌキ キツネ カラス類	赤井川村鳥獣被害防止対策協議会は、被害防止方法等の知識・技術の普及を行う。 農協は、農作物等の適切管理及び未出荷収穫物の残渣処理・除去に係る指導を行う。 赤井川村は、協議会事務局として各団体との連絡・調整を行い、煙火の購入や捕獲機材等の維持管理費など駆除・被害防止、広報活動等に係る経費及び協議会運営に係る諸費用を負担する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

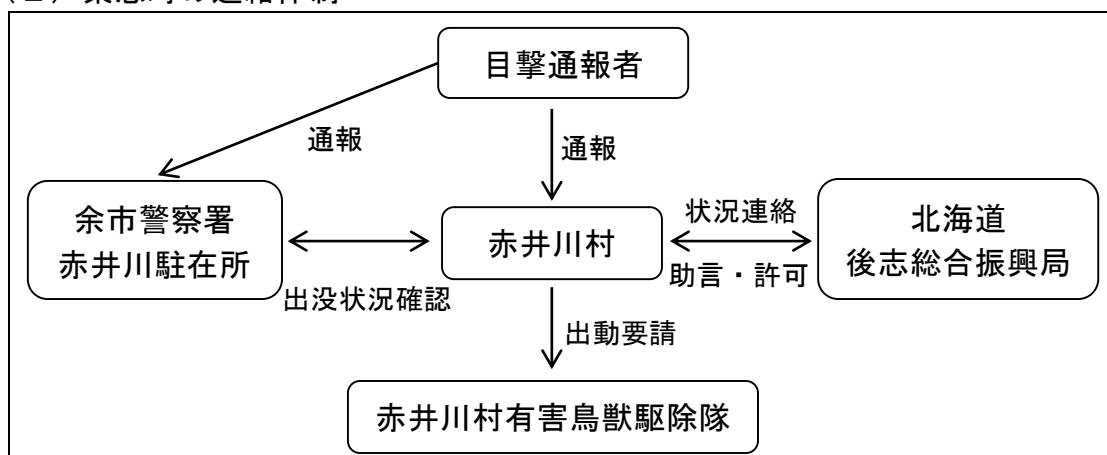
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
赤井川村	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、各関係機関との連絡調整
赤井川村有害鳥獣駆除隊	緊急パトロール、対象鳥獣の捕獲及び追い払い
余市警察署赤井川駐在所	緊急パトロール、住民の避難誘導
北海道後志総合振興局	赤井川村に対する助言、有害鳥獣捕獲許可

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

☐ ヒグマ 検体の一部は北海道エネルギー・環境・地質研究所自然環境部へ学術研究として提供し、他の部分については、適切に処理する。
☐ エゾシカ 一部は食用などに利活用し、他の部分については適切に処理する。
☐ アライグマ CO ₂ ガス及び電気止め刺し機により殺処分し、適切に処理する。
☐ タヌキ CO ₂ ガス及び電気止め刺し機により殺処分し、適切に処理する。
☐ キツネ CO ₂ ガス及び電気止め刺し機により殺処分し、適切に処理する。
☐ カラス類 適切に処理する。
☐ 処理施設 令和5年度に焼却処理施設を整備予定。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

令和5年度に焼却処理施設を整備予定であり、加工についても検討したい。管理運営体制については検討中であり、地域おこし協力隊などの取組により推進を図りたい。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品

等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣駆除にあたり、地域の課題解決を一括に担う、地域おこし協力隊を募集し、対策を強化する。地域内の事業者で処理加工等に取り組む場合においては、協議会や関係機関と連携し支援を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
赤井川村	会長は赤井川村長とする。 事務局は、産業課が担当し、協議会に関する連絡・調整、被害防除施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査等を行う。
新おたる農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策と協力、出没痕跡などの情報提供を行う。
余市警察署	ヒグマ・エゾシカの人身被害対策、指導を行う。
石狩森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導を行う。
北海道猟友会余市支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施(銃器・わな)を行う。
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局 産業振興部農務課	農業被害状況等の報告、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、被害防除対策の実施指導
後志農業改良普及センター 北後志支所	農作物の被害防除対策の助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

赤井川村有害鳥獣駆除隊は、北海道猟友会余市支部会員の中から赤井川村長が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲・駆除を実施する。

※(資料2) 赤井川村有害鳥獣駆除隊員名簿

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

赤井川村鳥獣被害防止対策協議会が中心となり対策を進めるが、各種団体や農事組合等にも積極的な関わりを促し、地域ぐるみで取組みを推進していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林業被害対策としての有害鳥獣の捕獲は、野生動物の保護など自然環境面での問題など、意見の相違が見られる。関係機関や地域住民など、相互理解のもと尊重しながら柔軟に取り組むこととする。

また、赤井川村鳥獣被害防止計画は、内容が実態と乖離しないよう、関係機関と協議し、計画変更を必要の都度行うものとする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。